(2) 道路

バリアフリー化の 現状と促進の考え方	市内の歩道は整備された時期により、構造や誘導用ブロックの色・形状、 歩車道境界ブロックの形式などがまちまちで統一されていません。 側溝や水路蓋の穴が大きいものが多く、車いすの前輪や白杖がはまってしまうなど通行の支障となっています。また、植栽や電柱等により十分な幅員を確保できていない路線や、舗装のがたつき、段差や勾配が目立つ路線があります。自転車利用者が多く、歩道での歩行者との錯綜が大きな問題となっています。 今後は、生活関連経路に設定した路線を中心に、拡幅等に合わせて道路移動等円滑化基準に基づいた整備や自転車レーン等の整備により、歩行者の安全性・快適性の向上に努めます。 歩道のない生活関連経路においては、限られた空間の中で歩行者等の安全性を高め、交通事故の抑制を図るため、路面標示の工夫などにより、路線の現状に応じた対策を検討します。 また、利用者マナー啓発などにより、安心して移動できる歩行者空間を構築

		・セミフラット構造 **を基本とし、横断勾配が小さい歩道を整備する。
		がたつきの生じにくい舗装材を採用する。
		・歩車道境界は、利用者意見を聞きながら視覚障がい者・車いす使用者双方
		にとって利用しやすい構造のブロックを採用し、整備を進める。
		・車止めやモニュメントなどを設置する場合、歩行者動線を避ける、誘導用
	歩道	ブロックを連続設置するなど、視覚障がい者等の衝突防止に配慮する。
		・歩道の狭い路線では、街路樹等植栽の再配置や電柱等の移設、電線類地中
		化などにより有効幅員の確保に努めるほか、沿道敷地と連携して車いすの
		すれ違い可能な空間を設けるなど、可能な対策を検討する。
		•横断歩道接続部等、歩行者動線上に水路蓋などを設置しないよう留意する。
		やむを得ず設置する場合は、穴や溝の小さいものを採用する。
	視覚障害者 誘導用ブロ ック	・JIS 規格に適合した誘導用ブロックを整備する。
		・舗装と誘導用ブロックの色の差がわかりやすいよう、濃い色の舗装材を
配慮事項		採用するか、側帯を設ける。
山思尹块		・歩道に誘導用ブロックを連続設置する場合は、生活関連施設の敷地内の
		誘導用ブロックと道路の誘導用ブロックが連続するように配慮する。
	バス停留所	・バス事業者と連携し、利用しやすい停留所を整備する(マウントアップ
		構造、適切な誘導用ブロックの設置、屋根・ベンチの設置等)。
	自転車	・自転車レーン等の整備により車道上に自転車の通行空間を明示し、自転車
	レーン	の車道利用を誘導する。
	案内設備	・鉄道駅から主要な生活関連施設まで連続的に誘導されるよう、生活関連
		経路上にわかりやすい案内サインを設置する。
	安全対策	・歩道のない道路では、路面標示の工夫などにより自動車・自転車を減速さ
		せるなど、交通管理者と連携し、路線の現状に応じた安全対策を検討する。
	維持管理	・雑草などが歩行の支障とならないよう、定期的に植栽を剪定する。
		・舗装や誘導用ブロックが劣化している箇所は、速やかに更新・修繕を図る。
	教育啓発•	・歩行者が安心して歩道を歩けるよう、歩きスマホや路上駐輪への対策、
	心のバリアフリー	自転車利用のルール啓発などを推進する。

※セミフラット構造:車道と歩道面の高さの差が小さく(5cm 程度)、縁石が飛び出している(15cm が標準)構造。

(3) 交通安全

市内の音響式信号機は 14 基(令和2年6月)と、導入が進んでいるとは言えない状況です。 また、歩行者用信号の青時間が短く渡り切れない信号機や、横断歩道の表示が劣化しているなど、交通安全上危険な箇所の指摘が多くあります。 促進方針策定を契機に、交通管理者と道路管理者が連携した交通安全対策を推進し、安心して移動できる歩行者空間を構築することを目指します。

配慮事項	横断歩道・信号機	 生活関連経路を構成する交差点においては、音響式信号機をはじめとした バリアフリー対応信号機の導入を推進する。 歩行者用信号の青時間が短い信号機では、高齢者等でも渡り切れるように 時間調整をするか、青延長用押しボタンの設置を検討する。 横断歩道(特に国道などの横断距離の長い箇所や五差路など動線が複雑な 箇所)には、エスコートゾーン*の整備を推進する。 電柱などで歩行者用信号機が見えにくい箇所は、交通管理者と道路管理者 が連携し、位置の調整を図る。 利用者意見を踏まえ、必要な箇所に歩行者用信号機の設置を検討する。
	維持管理	・横断歩道の表示等が劣化している箇所は速やかに更新・修繕を図る。
	安全対策	・路面標示の工夫などにより自動車・自転車を減速させるなど、交通管理者 と道路管理者が連携し、路線の現状に応じた安全対策を検討する。
	教育啓発・ 心のバリア フリー	・歩行者が安心して歩道を歩けるよう、歩きスマホや路上駐輪への対策、 自転車利用のルール啓発などを推進する。・路上駐車対策や横断歩道での一時停止など、自動車利用者への啓発を推進 する。

※エスコートゾーン: 道路を横断する視覚障がい者の安全性及び利便性を向上させるために横断歩道上に設置され、視覚障がい者が横断時に横断方向の手がかりとする突起体の列のこと。

<参考> △課題のある整備の例 ◎望ましい整備の例



△側溝蓋の穴が動線上にある 誘導用ブロックが舗装と同色 でわかりにくい



◎ベンチが設置されている



△歩車道境界の段差が大きい 誘導用ブロックがなく車止め に衝突するおそれがある



◎路側帯をカラー化している



◎セミフラット構造の歩道で、 歩車道境界にも段差がなく、 平坦で歩きやすい



△不規則な交差点は音響式信号 機やエスコートゾーンが必要

(4) 建築物・駐車場

バリアフリー化の 現状と促進の考え方

主要な公共施設や病院、大規模商業施設等では、エレベーターや車いす使用者・オストメイト対応トイレ、障がい者用駐車ますなど、基本的なバリアフリー化が実施されていますが、古い施設では使い勝手の悪いものや配慮が不足しているものも見受けられます。改修の機会をとらえて配慮事項を踏まえたバリアフリー化を促進していきます。

また、職員や従業員による人的対応や利用者支援により、安心して利用できる施設となるよう留意します。

		, 主曲な山プロは白動ドフレオス
		・主要な出入口は自動ドアとする。
		・主要な通路は車いすですれ違うことができる幅員を確保する。
	出入口・	・物などで通路が狭くなったり、手すりの下や誘導用ブロック上に物が置か
	敷地内通路	れることのないよう留意する。
		・送迎による利用が想定される施設では、出入口付近に屋根のある車寄せを
		設けることが望ましい。
		・エレベーターは、車いす使用者などが利用しやすい構造とする(利用者数
	上下移動	や動線に応じた十分な広さや基数、車いす対応操作盤、足下まで見える鏡、
		・階段は、連続した手すりの設置、段鼻の強調など、安心して利用できる
		よう配慮する。
		・車いす使用者用トイレは、車いす使用者が内部で転回したり、便器に近づ
		くための十分な広さを確保し、便房内の設備が動線を阻害しないよう配置
		に留意する。
		・車いす使用者でも開閉しやすく、出入りしやすい扉とする(可能な限り自
		動扉とし、車いす使用者が押しやすい位置にボタンを配置する)。
		・オストメイト対応の流し台を設置する。
	トイレ	• 介助が必要な大人等が利用可能な大型ベッドを設置する。
		• 流すボタンや非常用呼出しボタンの配置、ペーパーホルダーなどの位置を
配慮事項		JIS 規格に合わせて統一する。
20,,20,3 74		・一般トイレの個室は、荷物が多い人や子ども連れなどでも利用しやすい
		大きさを確保する。
		・一般トイレ(男女それぞれ)にベビーベッドやベビーチェア等の乳幼児用
		設備を設置したり、広めの便房を設けるなど、機能の分散を図ることにより、
		車いす使用者用トイレへの利用者の集中を防ぐ。
	駐車場	車いす使用者の乗降に十分な大きさ(3.5m×5.0m以上)の駐車ますを
		確保する。
		・障がい者用駐車ますを屋外に設置する場合は、屋根を設置することが望ま
		UN.
		- ゆがい者用駐車ますであることがわかるよう、表示板や路面への国際シン
		ボルマークの塗装等の見やすい方法で表示する。
	案内設備	エレベーターやトイレなどのバリアフリー設備の位置は、ピクトグラムを
		用いた大きくわかりやすい表示を設置する。
		出入口からのバリアフリールートがわかりやすいような施設の全体案内図
		を設置する。
		・聴覚障がい者に配慮し、緊急情報を文字情報で表示できるよう、モニター
		- 場別には思め、素志情報と文子情報と扱ができるよう、 ビーター などを設置する。
	その他設備	・貸出用車いすを用意する。
		・受付や窓口に筆談用具を設置し、設置されていることがわかるよう耳マーク
		等を掲示する。

人的対応・ 配慮事項 心のバリア フリー

- ・敷地出入口から案内設備や受付・窓口まで誘導用ブロックを設置し、そこから先は従業員等による支援が受けられるようにするなど、利用者への連続的な誘導に配慮する。
- 窓口において呼出番号表示等を用いる場合、視覚障がい者等が困ることの ないよう、人的対応によるサポートに留意する。
- ・車いす使用者やベビーカー利用者等がエレベーターを優先的に利用できるよう、表示等で施設利用者への啓発を行う。
- ・駐車場利用におけるマナー・ルール (一般利用者の障がい者用駐車ますの利用禁止など) について、利用者への周知・啓発を行う。
- 多様な利用者への適切な対応ができるよう、従業員等への接遇研修を実施する。

<参考> △課題のある整備の例 ◎望ましい整備の例



◎屋根のある車寄せがあると車 いす等で乗降しやすい



◎出入□への誘導用ブロックの 設置や音声案内、自動ドアに より利用しやすい



△誘導用ブロック上に物が 置かれている



◎筆談対応する旨の表示がある



◎障がい者専用駐車場が複数 整備されている



◎一般トイレに乳幼児用設備や 広い便房が設置されている



○床面を活用した大きなピクト グラムによる案内表示があり わかりやすい



△空間が狭く、ベビーベッドなどで重いすで便器に近づきにくい



◎総合案内に貸出用車椅子が 設置されている

(5) 都市公園等

バリアフリー化の 現状と促進の考え方

生活関連施設に設定した都市公園は、文化施設や市役所に隣接する公園、 野球場を有する公園、河川堤防の一部となっている公園と、それぞれ市内でも 特色のある公園となっています。各公園とも、バリアフリー化された出入口 や車いす使用者・オストメイト対応トイレ等、基本的なバリアフリー対応が 進められています。

今後も舗装やトイレ、照明などの適切な維持管理に努め、安心して利用できるよう留意します。

	T	,
電車車	出入口	・主要な出入口は段差をなくし、車いす使用者が円滑に出入りできる構造とする。大きな公園では、歩行者動線に応じて、複数の出入口をバリアフリー化することが望ましい。
	園路	・車いす使用者でも通行しやすく舗装された園路を設ける。
	上下移動	・階段には手すりを設置する。
	トイレ	 トイレ周辺の適切な明るさを確保する。 ・車いす使用者用トイレは、車いす使用者が内部で転回したり、便器に近づくための十分な広さを確保し、便房内の設備が動線を阻害しないよう配置に留意する。 ・車いす使用者でも開閉しやすく、出入りしやすい扉とする(可能な限り自動扉とし、車いす使用者が押しやすい位置にボタンを配置する)。 ・オストメイト対応の流し台を設置する。 ・介助が必要な大人等が利用可能な大型ベッドを設置する。 ・流すボタンや非常用呼出しボタンの配置、ペーパーホルダーなどの位置をJIS 規格に合わせて統一する。 ・一般トイレの個室は、荷物が多い人や子ども連れなどでも利用しやすい大きさを確保する。 ・一般トイレ(男女それぞれ)にベビーベッドやベビーチェア等の乳幼児用設備を設置したり、広めの便房を設けるなど、機能の分散を図ることにより、車いす使用者用トイレへの利用者の集中を防ぐ。
	案内設備	・エレベーターやトイレなどのバリアフリー設備の位置は、ピクトグラムを 用いた大きくわかりやすい表示を設置する。・バリアフリールートがわかりやすいような全体案内図を設置する。
	維持管理	・清掃や維持管理を適切に行い、公園内の設備やトイレなどが安心して利用できるよう留意する。

<参考> △課題のある整備の例 ◎望ましい整備の例



◎園路が舗装され通行しやすい



◎ピクトグラムが大きくわかり やすい



◎大型ベッドやオストメイト 対応流し台が設置されている

5-4 関連施策と連携したバリアフリー化の促進

促進地区において事業機会をとらえて効果的にバリアフリー化を促進するためには、市の関連 する他施策との連携が必要です。特に都市基盤整備に関する施策や、福祉関連施策との連携により、 ハード・ソフト両面から取組を進めていきます。

(1) 都市基盤整備事業との連携

本市では土地区画整理事業等を活用し、都市計画道路の整備を進めています。5-1 で掲げたとおり、都市計画道路整備においては、道路の移動等円滑化基準に適合した歩道整備が実現することが見込まれますが、その際、誘導用ブロックの設置方法や歩車道境界ブロックの形式等については、バリアフリー化促進に向けた配慮事項に留意して整備を進めます。

また、今後策定する基本構想において、道路特定事業を設定し、バリアフリー整備を推進する ことにより、バリアフリー化された歩行者ネットワークの充実を目指します。

(2) 福祉関連施策との連携

戸田市障がい者総合計画では、多様な障がい理解促進のための取組や交流の促進、福祉教育の充実、ボランティア活動の充実などに取り組んでいます。促進方針に基づき心のバリアフリーに取り組む際は、関係部署の取組と連携し、市内のバリアフリー整備についての周知や利用ルールの啓発などを行っていきます。

また、戸田市社会福祉協議会で実施しているふれあいサロン等の事業との連携を図りながら、高齢者や子育て世代に対する取組の充実を図っていきます。